

## 仕様書

### 1 目的

市内公民館内の情報通信網を整備し、本年度中に整備予定の無線アクセスポイント等と併せて統一管理可能な環境を整備することを目的とする。

### 2 業務内容

市内公民館内に、天井等無線LANアクセスポイント設置予定箇所から事務室等まで有線LAN（CAT5e以上）を敷設する。

### 3 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 4 業務場所

- ・米子市内公民館 29館（別紙1）

### 5 体制・スケジュール

以下の要件を満たす体制、スケジュールを確保すること。

- （1）公民館業務に極力支障がないよう配慮を行い、発注者にスケジュールを提示し、承認を得た上で作業を実施すること。
- （2）作業責任者は、作業全体の管理・運営に十分な能力を持つ人材であること。

### 6 LAN配線に係る仕様

- （1）無線LANアクセスポイントの設置予定図面に基づき配線すること。
- （2）別途設置する無線LANアクセスポイント及びPoE給電スイッチ（事務室等付近に設置）に接続する想定でLANケーブルの余長を確保し末端を成型しておくこと。
- （3）敷設するLANケーブルはカテゴリ5e以上とすること。
- （4）LANケーブルは天井内または壁面上部に敷設すること。必要な個所はモール等で保護すること。
- （5）アクセスポイントを接続する天井内LANケーブルの末端は、点検口を新設する場合は点検口付近に静置し、目印となるテープ等を貼り付け、点検口を新設しない場合は、末端がある場所に目印となるテープ等を天井ボード等に貼り付けること。
- （6）業務にあたっては、騒音等に配慮しつつ、既存設備に支障がないようにすること。万一、支障が出た場合、受注者にて復旧作業を行うこと。
- （7）LANケーブル敷設後に、必ず導通状況について試験を行うこと。
- （8）その他、本仕様書によることが困難または不都合な場合が生じたときは、必ず発注者と協議すること。

### 7 完成提出物

以下の内容をまとめたものを完成図書として提出すること。

- (1) 設置を行った有線 LAN (CAT5e 以上) 経路に関する図面
- (2) 写真

## **8 その他**

- (1) 本仕様書を遵守するために要する経費及び本仕様書に明記されていない事項で必要と思われる経費は、全て受注者の負担で行うこと。
- (2) 原則、事務室内に無線アクセスポイントの制御用の PoE スイッチハブを設置し、ここに今回追加する有線 LAN (CAT5e 以上) を接続する予定のため、各 LAN にどの箇所に設置したものか判別できるようにタグなどを付けること。
- (3) 官公署その他への手続きは、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて必要な手続きを行うこと。